

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 4 7 号
件 名	核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出について
要 旨	<p>7月7日、ニューヨークの国連本部で、核兵器禁止条約が圧倒的多数の賛成で成立しました。広島、長崎への原爆投下から70年以上を経て、ついに核兵器を禁止する条約が採択されたことは、核兵器廃絶に向けた画期的な前進であります。条約には国連加盟国193カ国の3分の2近くに及ぶ122カ国が賛成し、100以上の市民団体も交渉に参加しました。エレン・ホワイト議長も、広島、長崎の被爆者や核実験の被害者も重要な役割を果たしたと高く評価しています。</p> <p>一方、米国や英国、フランス、ロシア、中国など核保有国は条約に反対し、核の傘のもとにある約40カ国の政府も交渉に参加しませんでした。唯一の戦争被爆国である日本も米国への配慮から交渉に参加しませんでした。</p> <p>米英仏は条約成立後の共同声明で、北朝鮮の核開発計画という深刻な脅威に解決策を示さないとして、核抑止政策と矛盾し、むしろ安全保障の環境を損なうなどとして条約に対立する姿勢を示しました。日本の別所浩郎国連大使は、「日本は核保有国と非保有国が協力する中で核兵器のない世界を目指している。この条約交渉は、そうした姿で行われたものではない」として、日本は署名しないと声明しています。</p> <p>確かに核兵器保有国の参加を得て、条約が実効性を持つには困難が予想されます。しかし、核兵器の非人道性を身をもって体験した日本は、核の傘のもとで条約に背を向けるのではなく、核兵器禁止条約の立場に立って粘り強く核兵器保有国を説得する役割を果たすべきであります。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	平成29年9月12日 総務常任委員会
受 理	平成29年9月6日 第225号

陳情第147号

以上の立場から、下記事項の速やかな実施を政府に求める意見書を提出するよう陳情します。

記

- 1 日本政府は核兵器禁止条約を速やかに調印すること。
- 1 それまでの間は、オブザーバーとして締約国会合及び再検討会に参加すること。